

令和8年1月19日提出

定例教育委員会会議議案

議案第1号

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和8年1月19日(月) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名

3 前回会議録作成の報告

4 付 議 す る 事 件

事 件 番 号	件 名	頁
議 案 第 1 号	市議会の議決を要する事件の議案について	1

5 報 告 事 項

6 そ の 他

(1) 令和7年12月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について 別冊

(2) 令和7年度教育費3月補正予算要求について 別冊

7 閉 会 宣 言

議案第1号

市議会の議決を要する事件の議案について

令和8年3月市議会定例会に提案する議案を別紙のとおり市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第10号の規定により、議決を求める。

令和8年1月19日提出

木更津市教育委員会教育長 廣部 昌弘

提案理由

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び木更津市いじめ調査委員会委員の報酬額を引き上げるため、令和8年3月市議会定例会に提案する議案を市長に申し出しようとするものである。

議案第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3報酬額の欄中「113,000」を「125,000」に、「77,500」を「85,000」に改め、同表就学指導専門医の項の次に次のように加える。

木更津市いじめ調査委員会委員	日	25,000
----------------	---	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び木更津市いじめ調査委員会委員の報酬額を引き上げるため、関係条文の整理をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新			旧		
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号			特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号		
別表第3（第2条第1項） (単位：円)			別表第3（第2条第1項） (単位：円)		
職名	種別	報酬額	職名	種別	報酬額
略					
学校医	年	均等割 1校 125,000	学校医	年	均等割 1校 113,000
学校歯科医		児童・生徒割 1人当たり 100	学校歯科医		児童・生徒割 1人当たり 100
学校薬剤師	年	1校につき 85,000	学校薬剤師	年	1校につき 77,500
就学指導専門医	日	25,000	就学指導専門医	日	25,000
木更津市いじめ調査委員会委員	日	25,000			
略					